

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処古河支処
会計課長 土井 雄 彦



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5PSZ1EE30050	5PSX1CC0005 0001		EE-Z200001E				
品名 または 件名							
令和7年度（4月～3月）整備用部品							
部品番号 または 規格							
（キャタピラージャパン（同）製整備用純正品）							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
関東処 古河支				関東処 古河支			
搬入場所				納期または工期			
関東処 古河支				令和8年3月31日（火）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊古河駐屯地 関東補給処古河支処会計課事務室

関東補給処古河支処ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsd/f/eae/eade/tyokai/koga/HP/toppage.html>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年3月25日（火）10時40分 陸上自衛隊古河駐屯地2号庁舎1階 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

- （1） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- （3） 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （4） 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- （5） 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない理由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- （6） 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 資本関係がある場合
次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施工規則（平成18年法務省令第12条）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、（イ）について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - （ア） 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - （イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については更正会社又は再生手続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号においても同じ。)が、他方の会社の役員を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 競争参加資格の年度は、令和07・08・09年度とする。

(8) 競争参加地域は、関東・甲信越とする。

8 入札の方法

(1) 入札書の様式は別に示す。「金額(販売割引率)」の欄には、定価に対する販売割引率を記載すること。部品の番号区分等によるジャンル別で販売割引率が異なる場合は、別紙で内訳書を提出すること(様式随意)。この際、入札者間でのジャンルの区分が異なる場合、別に調整する。

(2) 郵便入札は「可」とする。

作成した入札書を小封筒に入れ、小封筒表に会社名、入札日、件名及び「入札書在中」と朱書きにより明記して封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、件名を記載し、郵便書留等にて入札日前日(入札日の前日が閉庁日の場合は閉庁日前直近の開庁日)の17時00分までに古河支処会計課に必着とし、発送者の責により到着の確認をすること。

(3) 1回目の入札において郵便入札があり、落札しない場合の再度入札は、令和7年3月28日(金)10時40分、古河支処会計課入札室(2号庁舎1階)にて行う。

(4) 郵便による再度入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、再度入札日、件名を朱書きして封印し、外封筒に入れ、外封筒にも再度入札日、件名を記載して、郵便書留等にて再度入札日前日(再度入札日の前日が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日)の17時00分までに古河支処会計課へ必着とし、発送者の責により到着の確認をすること。

9 落札決定方法

(1) 定価に対する販売割引率で落札決定を行う。部品の番号区分等によるジャンル別で販売割引率が異なる場合は、それぞれのジャンル別区分毎に落札決定を行う。

(2) 予定価格の範囲内であり、最高の販売割引率をもって申し込みをした者を落札者とする。

10 入札の無効

(1) 第2項に記載する競争参加資格のない者のした入札又は、入札条件に反した入札

(2) 「入札及び契約心得」第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

(3) 入札書の代表者又はその代理人が判読できない入札

(4) 押印を省略する際、担当者及び連絡先が判読できない入札

11 契約の締結

本件の契約締結日は令和7年4月1日(火)とする。

12 契約書の作成

落札業者は、落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊補給処等用標準契約書」に示す契約書を作成するものとする。

13 その他

(1) 「入札及び契約心得」及び「陸上自衛隊補給処等用標準契約書」等について承諾のうえ参加するものとする。

(2) 入札時には必ず「競争参加資格決定通知書」(写)を提出するものとする。

(3) 入札において代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出するものとする。

14 問い合わせ先

(1) 入札に関する事項

〒306-0234 茨城県古河市上辺見1195

関東補給処古河支処総務部会計課契約班 川出

電話 0280-32-4141(内線452 FAX576)

(2) 仕様書に関する事項

〒306-0234 茨城県古河市上辺見1195

関東補給処古河支処施設部補給整備課 勝俣

電話 0280-32-4141(内線718 FAX577)

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
施設部品等仕様書	EE-Z200001E		
	防衛大臣承認	年 月 日	
	作成	平成19年 6月14日	
	変更	令和 6年 3月21日	
	作成部隊等名	関東補給処古河支処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、関東補給処古河支処において調達する施設器材の部品、器材、工具及び附属品（以下、“施設部品等”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語の定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.2.1

補給カタログ等

補給カタログ、整備諸基準及び型式管理文書をいう。

1.2.2

物品番号

物品番号とは、“装備品等の類別に関する訓令”でいう物品番号をいう。

1.2.3

参照番号

参照番号とは、補給カタログ等で使用している番号であり、通常、製造者等の部品番号をいう。

1.2.4

規格

規格とは、国際規格、国定規格、官庁規格（防衛省仕様書を含む。）及び団体規格〔補給業務資料（工具規格、優良部品規格等を含む。）〕をいう。

1.2.5

図面

図面とは、形状、寸法、仕上げ、表面処理のほか、寸法公差、許容値等が明確に表現されているものをいう。

1.2.6

市販品

市販品とは、一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.7

カタログ等

この仕様書においては、製造者等の使用している既已取得したカタログ、部品表などをいう。

1.2.8

見本

見本とは、標準見本及び現用見本をいう。

1.2.9

現用見本

現用見本とは、使用中の装備品などから取り出した部品をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001

陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

装備品等の類別に関する訓令（昭和37年8月24日防衛庁訓令第53号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

施設部品等は、補給カタログ等、物品番号、参照番号、図面、カタログ等及び見本によって示されたものと同一又は同等以上のものであり、GLT-CG-Z000001の2.1によるほか、次の事項について、製造者が規定する社内規格の合格品とする。

a) 材料及び加工方法

b) 構造、形状、寸法、性能等

c) 外観、塗装

d) 製品の表示

2.2 品名・規格及び数量

調達する品名・規格及び数量は、調達要領指定書に表1の様式によって指定する。

なお、図面、カタログ等及び見本によって示す必要がある場合には、表1の注記欄にその旨を記載し、表1に添付するものとする。

2.3 構造・形状・寸法

構造、形状及び寸法は、製造者が規定する社内規格、図面、カタログ等及び見本による。

2.4 塗装・防せい処置など

2.4.1 塗装

塗装の色及び塗装の方法は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者が規定する社内規格による。

2.4.2 防せい処置など

市販品に準ずるものとし、特に非塗装部位、気密を要する部位などに適切な防せい防湿処置を必要とする場合は、調達要領指定書によって指定するものとする。

2.5 外観・性能

2.5.1 外観

外観は、傷、割れ、まくれ、さび、その他の使用上の有害な欠点がなく、仕上げの程度は良好なものとする。

2.5.2 性能

性能は、精度良好、耐久性及び耐摩耗性に優れ、その機能を高度に発揮し、信頼性のあるものでなければならない。

2.6 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の2.3による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.2による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類については、調達要領指定書によって指定する。

5.2 荷降し方法

荷降し方法は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.3 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義については、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	5PSX1CC0005
	調 達 要 求 年 月 日	令和7年2月26日
	作 成 部 課	施設部補給整備課
	作 成 年 月 日	令和7年2月6日
品 名	令和7年度(4月～3月)整備用部品	
仕様書番号	EE-Z200001E	
<p>指定事項: 施設部品等仕様書にもとづき調達する。</p> <p>2.2 品名・規格及び数量は表1のとおりとする。</p> <p>5 その他の指示</p> <p>5.1 提出書類</p> <p>提出書類は、不要とする。</p>		

